

札幌市税条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)4月4日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

(1) 第12条第3項中「第321条の2第3項」の次に「若しくは第4項」を、「第321条の12第3項」の次に「若しくは第4項」を、「第326条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

(2) 第33条の2の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「する場合においては」を「する場合には」に、「にあつては」を「には」に改め、「徴収する旨」の次に「(第7項及び第8項において「通知事項」という。)」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条に次の2項を加える。

7 市長は、第1項又は第5項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある場合には、第1項後段(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による当該特別徴収義務者に対する通知に代えて、通知事項を電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令で定める方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

8 前項の規定による通知事項の提供が行われたときは、第1項後段の規定による通知があつたものとみなして、次条第1項及び法第321条の6第1項の規定を適用する。

(3) 第33条の3第2項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」

を「には」に改める。

(4) 第35条第2項第1号を次のように改める。

(1) 個人にあつては住所及び氏名、法人にあつては名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号

(5) 第59条の3第1項中「第12号」の次に「、第16号」を、「掲げる固定資産」の次に「(第16号に掲げる固定資産にあつては、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」を加える。

(6) 第110条第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(7) 第126条の4第1項第1号を次のように改める。

(1) 個人にあつては住所及び氏名、法人にあつては名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び事務所又は事業所の所在地）

(8) 第126条の4第2項第1号を次のように改める。

(1) 個人にあつては住所及び氏名、法人にあつては名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び事務所又は事業所の所在地）

(9) 附則第4条の6第1項第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の3」に改める。

(10) 附則第4条の7中「100分の10」を「100分の20」に改める。

(11) 附則第5条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第5条 市長は、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。）の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年

中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令で定める取組を行つているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第28条の3（第2号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成29年から平成33年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして令で定めるものの対価をいう」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。）と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額（その金額が10万円を超える場合には、10万円）」とあるのは「1万2千円」と、「200万円」とあるのは「8万8千円」として、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

- (12) 附則第5条の4第1項及び第2項並びに第5条の5第1項及び第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。
- (13) 附則第5条の6第1項、第3項及び第5項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。
- (14) 附則第5条の7第1項中「平成27年12月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第3項及び第4項中「平成19年1月1日以前から所在する」を「新築された日から10年以上を経過した」に、「同年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」に改め、「附則第5条の4第1項若しくは第2項、附則第5条の5第1項若しくは第2項、前条第1項、第3項若しくは第5項若しくは」を削り、同条第6項及び第7項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、「附則第5条の4第1項若しくは第2項、附則第5条の5

第1項若しくは第2項、前条第1項、第3項若しくは第5項若しくは」を削り、同条第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(15)附則第6条第6号アの表中「平成28年度又は」を「平成28年度である場合であつて、当該土地が平成27年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正前の法(以下「平成28年改正前の法」という。)第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号イの表中「平成28年度又は」を「平成28年度である場合であつて、当該土地が平成27年度分の固定資産税について平成28年改正前の法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

(16)附則第10条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条第9項を同条第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

(17)附則第10条の2中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第3項の改正規定及び次条の規定 平成29年1月1日

(2) 附則第4条の6第1項第2号ウ及び第5条の改正規定並びに附則第3条第2項の規定 平成30年1月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）第12条第3項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第12条第1項に規定する納期限が到来する個人の市民税又は法人の市民税に係る延滞金について適用し、同日前に改正前の札幌市税条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する納期限が到来する個人の市民税又は法人の市民税に係る延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に改修された旧条例附則第5条の7第3項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に改修された旧条例附則第5条の7第4項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第5条の7第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後

の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第33項第1号に規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第33項第2号に規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

- 1 第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

(理 由)

地方税法の一部改正等に伴い、個人市民税について医療費控除の特例の創設等を行うとともに、固定資産税及び都市計画税について特例措置の見直しに伴う課税標準の算定方法に係る改正を行う等のため、本案を提出する。